

商工会ニュースやはば臨時号No.15

【コロナ支援策】地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言に伴う経営への影響拡大を踏まえ、上限額を引き上げます

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援する「地域企業経営支援金」申請受付を行っておりますが、「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）」に伴う影響拡大を踏まえ、本支援金の上限額を上げます。

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）」に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の上限額を上げます。

本支援金の支援金額の算定にあたり、岩手緊急事態宣言期間を含む場合、

1店舗当りの上限 30万円 ⇒ 40万円

1事業者当りの上限額 150万円 ⇒ 200万円

※緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合、上限額は引き上げになりません。

※既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

◆上限額引き上げ後の申請は、9月13日（月）から受付を開始します。

【地域企業経営支援金とは？】

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、

①1か月の売上が前々年同期比50%以上減少

②連続する3か月の売上が前々年同期比30%以上減少

のいずれかが対象となる、県で定める対象業種を営む中小企業者の方が対象となる支援金です。

◆申請期限：令和4年3月31日（木）

【申請様式等】

申請様式等については、矢巾町商工会HP (<http://www.shokokai.com/yahaba/>) に掲載していますので、ご確認ください。

※既に支給を受けており変更申請をする場合は、前回と異なる様式となりますのでご注意ください。

※様式等については、岩手県から連絡があり次第HPに掲載します。今しばらくお待ちください。